

アメリカ合衆国におけるヘイトクライム 規制法 (Hate Crime Law) の 動向と、日本の課題

新 恵 里

1. はじめに —— 問題の所在

ヘイトクライム (Hate Crime) とは、人種、宗教、民族、性的指向、性別、障害者等、特定のカテゴリーに属する人々に対する憎悪または偏見を動機とする犯罪のことを指す。

アメリカ合衆国においては、1980年代にヘイトクライムが、社会問題化され、その対策として、ヘイトクライムを犯した加害者に対しては、犯罪の等級を上げたり、裁判官が刑期を特別に延長できるなどの厳罰を科す、「ヘイトクライム法」(hate crime laws) が、連邦および州法で施行されている。

このような、特定の人種や民族などへの憎悪や偏見に基づく犯罪に対して、何らかの対策を講じようという動きは、アメリカ合衆国に限ったことではない。イギリスやノルウェー、スウェーデンなどの北欧諸国は、ヘイトクライムを規制する何らかの法律を施行している。また、ドイツでは、ユダヤ人に対するホロコーストへの反省という背景、また、いわゆる「ネオ・ナチ」への対策として、「人種間の憎悪を挑発したり、ナチスの民族殺害犯罪を賛美し、あるいは史実として否定するような文書を作成し流布することにより、人間の尊厳を侵害した者」に対する罰則が設けられている。

一方、日本においては、これまで、ヘイトクライムやそれに類似した事件は、「個人の問題」とされ、ヘイトクライムについて社会問題化される

ことがほとんどなかった。1998年に、筆者が拙論〔新、1998〕を著した時にも、日本では全くといってよいほど「ヘイトクライム」は、わが国に紹介されておらず、その認知度も非常に低かった。

しかし、近年、わが国においても、特定の民族に対する憎悪の表明や、威嚇を行う団体が問題となり、「ヘイトスピーチ」という言葉とともに、急速に、この問題に対する議論が進んでいる。

本稿では、主にアメリカ合衆国におけるこれまでのヘイトクライムの現状と、その規制法を振り返り、またその動向をみることによって、今後の日本のこれらの問題について検討する一助としたいと思う。

2. アメリカ合衆国におけるヘイトクライムの様相

(1) ヘイトクライムの類型

ヘイトクライムには、典型的なパターンがあるとされている。

アメリカの社会学者、レビンとマクデビット〔Levin and Mcdevitt, 1993〕は、加害者の心理状態、地域や環境、加害者と被害者の関係などを考慮して、ヘイトクライムには、「スリル追求型ヘイトクライム」「反応型ヘイトクライム」、「使命型ヘイトクライム」の3つの類型があることを指摘した。

「スリル追求型ヘイトクライム」は、他人に身体的・精神的苦痛を味わわせることを楽しみ、そのスリルを味わうのが目的とされている。教会や礼拝堂、墓地などにおける破壊行動、脅迫、ナチスやヒトラーを賞賛するような落書き、同性愛者に対する暴行や嫌がらせ行為などが、この型に多い。また、この型は少年犯罪に顕著で、少年ばかりの複数グループによって多く行われていると指摘されている。加害者は、被害者を探して、被害者が住むコミュニティにまで出かけて、犯行を実行することが多いことから、被害者と加害者に、直接の面識がないことが多い。

「反応型ヘイトクライム」は、同じ地域・コミュニティ、職場や学校で起き、一定のカテゴリーに属する人がその中に入ってきたとき、それを拒

絶、排除しようと「反応」して起こすタイプとされている。多くは、自分の生活する「なわばり」内に入って来た時に、自己の生活が脅かされると恐れる、排除しようとする拒絶的反応によって起こされる。元白人の居住地に、黒人の一家族が居住してきた時に、放火や爆破をほのめかしたり、白人至上主義グループが使用するシンボルを送りつけて脅迫し、彼らを排除しようとする（燃えたカギ十字は、黒人への憎悪の象徴とされるが、それらを見せたり、庭先に設置するなどが、典型的な例とされている）。

「使命型ヘイトクライム」は、ある特定のカテゴリーに属する人々を、文化、経済、人種的伝統の純血を破壊する悪魔だと敵視し、彼らへの激しい憎悪から、世界から彼らを排除することが使命であると信じて引き起こされる。特定のカテゴリーばかりが選ばれて射殺されるような銃乱射事件などが、典型的な例とされている。また、ネオ・ナチやスキンヘッドといわれるヘイト・グループや、KKK（クー・クラックス・クラン）などの白人至上主義グループによるマイノリティへの襲撃も、この型にあたる。使命型のヘイトクライムを犯す加害者は、犯行を、社会をよくするための正当な「ミッション」（使命）と信じ、神から選ばれた自身がやらなければならないという強迫にとらわれていることが多く、妄想や偏執的思想をもつなど、精神的にも異常な状態で犯行に及ぶことが多い。

近年では、ボストン警察が、さらにこの3つのカテゴリーを分析し、「報復型」のヘイトクライムの存在が紹介されたり、加害者の悪意度のレベル分析なども行っている [McDevitt, J., Levin, J., Bennett, s., 2002]。

(2) 政治、経済、国際状況により勃発するヘイトクライム

また、ヘイトクライムは、ある国との関係が悪化したり緊張が高まった時に、「敵」とみなされるカテゴリーに属する人たちが被害を被ったり、その国の経済状態が悪化した時に、自国の利益が、ある特定のカテゴリーに属する人たちによって侵害されているとみなされたときに頻発していると指摘されてきた。

たとえば、アメリカ合衆国において、1980年代に起きた日本との貿易

摩擦のときに、日本バッシングの風潮を受けてヘイトクライムに遭った例は、ヘイトクライムの「原点」として取り上げられてきた。また、経済成長を遂げたアジア諸国に対する職場での競争において、日系・中国系・韓国系などのアジア系アメリカ人が、標的になったことが代表的である。

後述のような、日本と北朝鮮との関係や、アメリカ同時多発テロ以降の、ムスリムの人々へのヘイトクライムの頻発も、その例である。

3. アメリカ合衆国における、主なヘイトクライム事件

白人による黒人に対する私刑（リンチ）は、歴史的なヘイトクライムの典型であるが、ヘイトクライムとして社会問題化され、制度立法の契機になった1980年代以降の主な事件には、次のようなものがあげられる。

- ・ ハワードビーチ事件（1986年）
 - N.Y. クイーンズ地区で起きた、黒人（被害者）とイタリア系アメリカ人（加害者）の事件
- ・ ユフスホーキンス事件（1989年）
 - 後に、初の黒人NY市長となったD. デインキンズ氏の選挙が展開される
- ・ 93年のワールドトレードセンタービル爆破事件、01年の同時爆破テロ事件の後、アラブ系アメリカ人へのヘイトクライムが頻発。
- ・ ロス・ベトナム系アメリカ人（日本人と間違われる）の殺人事件（1996年）
 - ヘイトクライムで死刑判決がおりた初のケース
- ・ ワイオミング・同性愛の学生殺人事件（1998年）
- ・ クラウンハイツ事件（1990年）
 - N.Y. ブルックリン地区での、ユダヤ系アメリカ人の交通事故を発端とする黒人と韓国系アメリカ人の対立（日本では暴動として報道）

- ・マシュー・シェパードさん殺害事件
 - 同性愛者であることを理由に、2人の男から凄惨な暴行を受け死亡（1998年）
- ・ジェームズ・バード・ジュニアさん殺害事件
 - テキサス州で、黒人であることを理由に、3人の男に、トラックの後部にくくりつけられ、引きずり回されたことで死亡（1998年）
- ・コロンバイン高校銃乱射事件（2001年）
 - 加害者が、ヘイトグループに関与していた事実が捜査で判明。

4. 日本におけるヘイトクライム

前述のとおり、日本においては、「ヘイトクライム」という概念は、2000年以前には、ほとんど認知されていなかった。

もっとも、ヘイトクライムは、実際に起きていて、例えば、北朝鮮よりテポドンが発射された1998年に、在日韓国・朝鮮人の学校生徒への嫌がらせや、制服をカッターで切るなどの事件などは、発生していた。また、部落差別に基づく「差別落書き」事件も、日本におけるヘイトクライムといえるであろう。

しかしながら、そのような犯罪に対しても、「ヘイトクライム」という概念で処罰を求めるのではなく、あくまで、犯罪行為に基づく処罰であり、「ヘイト」（憎悪）という部分は、動機として、（たとえば犯情が悪いと）、個人の量刑の範囲で、判示されてきた。

日本において、「ヘイトクライム」という言葉より、市民に知られてきつつあるのが、「ヘイトスピーチ」である。これは、「在日特権を許さない市民の会」（以下、「在特会」とする）が、在日韓国・朝鮮人の人々へのヘイトスピーチを伴う街宣活動が展開され、それが社会問題化されるにしたがって、その規制の是非が、日本においても喫緊の問題となり、認知されてきた。

民事的には、損害賠償訴訟にもおよび、2014年7月、大阪高裁は、在特会に対して、1226万円の損害賠償と、学校から半径200メートル以内での街宣活動の禁止を命じた京都地裁判決を支持した。

なお、アメリカ合衆国では、ヘイトクライム加害者に対する損害賠償請求については、懲罰的損害賠償が認められ、賠償額が高額化される傾向にある。特に、ヘイトグループによるヘイトクライムは、高額の賠償を命じることによって、グループの組織が、弱体化する効果もあるといわれている。

5. アメリカ合衆国におけるヘイトクライム法の内容

ヘイトクライムに関する規制の具体的な立法は、1980年代から規制を求めていた運動団体によって展開されたが、ヘイトクライムに関する初めての立法は、1990年、政権がレーガン大統領から、ブッシュ政権に代わって以降の、1990年の「ヘイトクライム統計法」(Hate Crime Statistics Act: 以下 HCSA とする)であった。これは、司法長官に、ヘイトクライムの統計を収集することを義務づけるもので、その後の、具体的なヘイトクライム規制法への布石となるものとして位置づけられた。

実際、ヘイトクライムへの規制法は、連邦法ではなく、各州において、州法として立法されていくこととなる。各州法においては、その種類や内容はさまざまである。厳罰規定の他にも、特定の行為(ユダヤ人地域や公共施設でのカギ十字の設置など)を禁止する条項、偏見に基づいた行為の禁止条項、加害者に対して迅速にその損害賠償を求めることが可能な民事訴訟を保障する規定、警察でのヘイトクライムに関する研修を定めた法律などがあり、広義には、これらの法律を総称して、ヘイトクライム法(Hate Crime Law)という。

6. ヘイトクライム法をめぐる、合憲・違憲判断

(1) 表現活動への違憲判決「*R.A.V.v.city of St.Paul*」

アメリカ合衆国において、ヘイトクライム法について大きな論争となったのが、思想・言論の自由を保障したアメリカ合衆国憲法（修正第1条⁽¹⁾）に違反するのではないかということである。

違憲判決の代表的なものに、「*R. A. V. v. city of St. Paul*」裁判（1992 WL 135564 US）であり、この事件では、最終的に、連邦最高裁において、違憲判決が出された。

この事件は、セントポール市の条例において、燃えた十字架やカギ十字を含む、人の怒りや不安をかき立てるような象徴物の設置や落書きなどを禁じるものであったが、当該事件で、加害少年が設置した「カギ十字」が連邦憲法で守られる表現であるのか、そしてこの市の規制条例の妥当性が争われた。州地方裁判所で違憲、州最高裁判所で合憲と、判断がわかれたが、最終的に、連邦最高裁判所において、違憲と判断された。連邦最高裁は、「たとえ表現したものが、差別の象徴であったとしても、それは表現の自由の観点から守られなければならない」、「人の怒りを掻き立てる象徴物の設置」の禁止条例は、あまりにも規制の範囲が広すぎて、漠然としている」と判示した。

(2) 厳罰法の合憲判決「*Wisconsin v. Mitchell*」

一方で、セントポール市条例の連邦最高裁判決の翌年、「*Wisconsin v. Mitchell*」判決（1993 124 L Ed 2d 436）では、ウィスコンシン州がヘイトクライムに対して厳罰を用意したヘイトクライム法に対しては、合憲の判断がくだされた。

この事件は、黒人による白人に対するヘイトクライムの傷害事件で、州のヘイトクライム法により、通常の傷害罪の2倍の刑期を求刑され、違憲だと争われたものである。

州最高裁判所は、「攻撃的思想」（offensive thought）に厳罰を用意する

のが連邦憲法に違反すると判示したが、連邦最高裁判所は、合憲判決（満場一致）を下した。セントポール市のように、特定の表現を規制した条文ではなく、犯罪行為を厳罰に処す条文であったので、連邦憲法修正第1条には、違反しないというのが理由であった。また、「ヘイトクライムの被害者は、通常の犯罪被害者より、より精神的損害が大きいので、厳罰を適用することが可能であろう」と結論づけた。

この判決は、その後、各州で、ヘイトクライム法（厳罰法、規制法）を立法、適用していく根拠となっており、またこの2つの違憲・合憲判決により、アメリカ合衆国は、表現を規制する立法はできないが、「クライム」（犯罪）については、厳罰を用意し、規制していこうとする方向性の礎になったといえよう。

〔注〕

- (1) アメリカ合衆国連邦憲法修正第1条〔信教、言論、出版および集会の自由〕
連邦議会は、国教を定め、または自由な宗教活動を禁止する法律；言論または出版の自由を制限する法律；ならびに人民が平穩に集会をする権利、および苦痛の救済を求めて政府に対し請願をする権利を侵害する法律を、制定してはならない。

7. アメリカ合衆国同時多発テロ以降のヘイトクライム

(1) 同時多発テロ事件以降のヘイトクライム

2001年9月11日に発生した同時多発テロ発生後には、比較的直後から、中東・ムスリムに対するヘイトクライムが頻発した。

テロ発生後1週間後には、ムスリムが多く居住する地域の学校や、地域センターへの嫌がらせ、強迫、破壊行為が頻発し、また、ムスリムの人が射殺される事件まで発生し、ムスリムの人々（男性は、頭にターバンを巻き、髭を生やしている、女性はヒジャブを被り、顔だけ出している）が標的となり、ムスリムとわかる衣装などを着用しないことの検討までがなされた。また、アメリカ市民側からも、「寛容さ」(tolerance) を、喚起す

るキャンペーンが呼びかけられた。

しかしながら、ヘイトクライムの発生はその後もやまず、アメリカ合衆国におけるヘイトクライムの発生件数は、同時多発テロ以降、急増したといわれている。

(2) 「マシュー・シェパード、ジェームズ・バード・ジュニアヘイトクライム防止法」の成立

そのような中で制定されたのが、2009年に成立した、「マシュー・シェパード、ジェームズ・バード・ジュニアヘイトクライム防止法」(The Matthew Shepard and James Byrd, Jr., Hate Crimes Prevention Act)である。

従来、ヘイトクライムは、州法で捜査権をもつ、脅迫や破壊行為(バンダリズム)が専らであったこともあり、連邦法での規制は、十分行われてこなかった。

2001年の同時多発テロ以降増加したといわれるヘイトクライムに対する何らかの規制をという声と、連邦法としてはカテゴリーに加えられていなかった、性的指向(同性愛など)も加え、オバマ大統領がサインし成立したもので、連邦法にもとづいての規制法制定の他に、州や部族が、ヘイトクライムの調査や捜査を行うのに、技術的、資金的援助を行うというものである。

結果、連邦のヘイトクライム法による訴追件数は、増加傾向にあり、2009～2012年度には、2005～2008年度と比較して、約30%増となり、37名が訴追されている。

8. ヘイトクライム規制法の是非

厳罰法を含む、このようなヘイトクライム法については、アメリカ合衆国においては、各州、そして連邦で立法され、適用が続けられているが、ヘイトクライムの規制の是非については、今なお、議論がある。(1) ヘイ

トクライムと認定する（通常の犯罪と異なると認定する）ための捜査上の問題、(2) 合衆国憲法で保障された「法の下での平等」(修正第 14 条)⁽²⁾に抵触するのではないかという指摘、(3) ヘイトクライムで保護されるカテゴリーをどこまで増やすかという問題、(4) マイノリティ同士の対立を深めているという問題、などがあげられる。特に(4)に対しては、1991 年、ニューヨーク市クラウンハイツ地区で起きた、黒人とハシディック⁽³⁾の対立に起因した暴動によって、浮き彫りとなった。この暴動は、誤って、ハシディックが黒人の子どもを自動車ではねたことに端を発するが、その報復として黒人の扇動の中で、ハシディックが 1 人惨殺されるまでに至り、その容疑者はヘイトクライムで起訴されたが、その後も、黒人、ハシディックの双方から、暴行、傷害、破壊行為のヘイトクライム被害を受けたとの訴えが続いた。当時のデイビッド・デインキンズニューヨーク市長は（彼は初の黒人ニューヨーク市長であった）、双方の訴えに耳を傾け続けたが、結局、事態を収拾することができず、人種政策の批判を浴びることとなる。

アメリカ合衆国には、低所得者層のなかで、黒人と労働市場を争う東南アジア系やヒスパニック移民との対立や、同性愛者（ヘイトクライムカテゴリーでは性的指向）とその存在を認めないカトリック信者の対立など、どちらの主張が正当かと答えを出せないような対立や緊張があり、微妙なバランスを保って社会が形成されている。一方を厳しく取り締まるヘイトクライムは、時として、その対立を深める原因ともなってしまう。

ヘイトクライム法を体系的に研究しているジェイコブ氏は、厳罰を用意するヘイトクライム法は、あるカテゴリーを利するような運動に収束し、また不公平感を生み、ヘイトクライムの真の解決にならないと主張している（Jacobs, James B. and Kimberly Potter, 1998）。

〔注〕

(2) アメリカ合衆国連邦憲法修正第 14 条〔合衆国の市民権、デュー・プロセス、法の前での平等、南北戦争で南部に加担した者に対する措置：その他〕

第 1 節 合衆国内で誕生または合衆国に帰化し、合衆国の権限に服する者

は、合衆国の市民であり、かつその居住する州の市民である。州は、合衆国の市民の特権または免除を制約する法律を制定または実施してはならぬ；州はなんびとからも、法の適正な過程によらずに、その生命、自由または財産を奪ってはならない；また州は、その権限内にある者からの法の平等な保護を奪ってはならない。

- (3) ハシディックは、1750年頃、ポーランドのユダヤ教徒に起こった神秘主義的信仰復興運動、ハシディズム (Hasidism) をとる信者。

お わ り に

以上、アメリカ合衆国のヘイトクライム法とその規制について、現況と課題について概観してきたが、先述のとおり、日本においても、ヘイトクライムやヘイトスピーチに対して、どのように対峙するかは、喫緊の課題となっている。

国連では、人種差別撤廃条約に基づき、日本に対して、ヘイトスピーチに対する規制が勧告された。

一方で、アメリカ合衆国と同様、ヘイトスピーチを規制しながら、「表現の自由」をどのように担保するか、規制立法が、表現の自由を侵害しないか、懸念する声も小さくない。

ヘイトクライムが、標的とされるカテゴリーに属する人々にとって、多大な損害や苦痛を与えるものであり、なんらかの方策が講じられる必要性については、異論はないであろう。そしてそれは、規制法のみならず、教育や啓発、あらゆる面での努力が考えられる。

日本が、今後、どのような対策をとるかを検討するためにも、なお、アメリカ合衆国を始め、各国の対応策を検討する必要があるだろう。

〔参考文献〕

- Abrams, K., 2002, "Fighting fire with fire: Rethinking the role of disgust in hate crimes", *California Law Review* 90(5), 1423-1464, *California Law Review*
朝日新聞 2014 「在特会に二審も賠償命令 大阪地裁、ヘイトスピーチは「差別」」(7月8日)

- 朝日新聞 2014 「ヘイトスピーチに対処勧告 国連委、日本に法規制促す」(8月30日)
- 新 恵里 1998 「アメリカ合衆国における Hate Crime の研究 —— その実態と教育の可能性 ——」大阪教育大学大学院教育学研究科修士課程 (学校教育専攻) 修士論文。
- 新 恵里 2000 「アメリカ合衆国におけるヘイトクライム法とその問題点」『地域研究論集』 Vol3. No. 1、国立民族学博物館
- Bleich, E., 2007, "Hate crime policy in western Europe: Responding to racist violence in Britain, Germany, and France", *American Behavioral Scientist* 51 (2), 149-165, SAGE Publications Inc.
- Byers, B., Crider, B. W. and Biggers, G. K., 1999, "Bias Crime Motivation: A study of hate crime and offender neutralization techniques used against the Amish", *Journal of Contemporary Criminal Justice* 15 (1), 78-96, SAGE Publications Inc.
- Blee, K. M., 2005, "Racial violence in the United States", *Ethnic and Racial Studies* 28(4), 599-619, Routledge
- Dunbar, E., 2006, "Race, gender, and sexual orientation in hate crime victimization: Identity politics or identity risk?", *Violence and Victims* 21 (3), 323-337, Springer Publishing Company
- Franklin, K., 2002, "Good intentions: The enforcement of hate crime penalty-enhancement statutes", *American Behavioral Scientist* 46(1), 154-172, SAGE Publications Inc.
- Grattet, R., 2009, "The urban ecology of bias crime: A study of disorganized and defended neighborhoods", *Social Problems* 56 (1), 132-150, University of California Press
- Green, D. P., L. H. McFalls, and J. K. Smith, 2001, "Hate crime: An emergent research agenda", *Annual Review of Sociology* 27, 479-504, Annual Reviews Inc.
- Grattet, R. and V. Jenness, 2001, "Examining the boundaries of hate crime law: Disabilities and the "Dilemma of difference"", *Journal of Criminal Law and Criminology* 91 (3), 653, Northwestern University
- Gruenewald, J., 2011, "A comparative examination of homicides perpetrated by far-right extremists", *Homicide Studies* 15 (2), 177-203, SAGE Publications Inc.
- Hurd, H. M., 2001, "Why liberals should hate "hate crime legislation"", *Law and Philosophy* 20 (2), 215-232, Springer Netherlands
- Herek, G. M., Cogan, J. C., Gillis, J. R., 2002, "Victim experiences in hate crimes

- based on sexual orientation”, *Journal of Social Issues* 20 (2), 215-232, Wiley-Blackwell
- Iganski, P., 1999, “Why make ‘hate’ a crime?”, *Critical Social Policy* 19(3), 386-395, SAGE Publications Ltd
- Jacobs, James B and Kimberly Potter, 1998 *Hate Crimes : Criminal Law &Identity Politics*. New York : Oxford University Press, Inc.
- Kahan, D. M., 2001, “Two liberal fallacies in the hate crimes debate”, *Law and Philosophy* 20(2), 175-193, Springer Netherlands
- Kaushal, N., Kaestner, R., Reimers, C., 2007, “Labor market effects of September 11th on Arab and Muslim residents of the United States”, *Journal of Human Resources* 42(2), 275-308, University of Wisconsin Press
- King, R. D., 2007, “The context of minority group threat : Race, institutions, and complying with hate crime law”, *Law and Society Review* 41 (1), 189-223, Wiley-Blackwell
- King, R. D., Messner, S. F., Baller, R. D., 2009, “Contemporary hate crimes, law enforcement, and the legacy of racial violence” *American Sociological Review* 74(2), 291-315, American Sociological Association
- Kwan, M. -P., 2008, “From oral histories to visual narratives : Re-presenting the post-September 11 experiences of the Muslim women in the USA”, *Social and Cultural Geography* 9(6), 653-669, Routledge
- Levin, B., 1999, “Hate crimes : Worse by definition”, *Journal of Contemporary Criminal Justice* 15(1), 6-21, SAGE Publications Inc.
- Levin, Jack and Jack Mcdevitt, 1993 *Hate Crimes : The Rising Tide of Bigotry and Bloodshed*. New York : Plenum.
- Lieberman, J. D., Arndt, J., Personius, J., Cook, A., 2001, “Vicarious annihilation : The effect of mortality salience on perceptions of hate crimes”, *Law and Human Behavior* 25(6), 547-566, Springer New York
- McVeigh, R., Bjarnason, T., Welch, M. R., 2003, “Hate crime reporting as a successful social movement outcome”, *American Sociological Review* 68(6), 843-867, American Sociological Association
- McDevitt, J, Levin, J and Bennett, S., 2002, “Hate crime offenders : An expanded typology”, *Journal of Social Issues* 58(2), 303-317, Wiley-Blackwell
- Medoff, M. H., 1999, “Allocation of time and hateful behavior : A theoretical and positive analysis of hate and hate crimes”, *American Journal of Economics and Sociology* 58(4), 959-973, Wiley-Blackwell
- Meyer, D., 2010, “Evaluating the severity of hate-motivated violence : Inter-sectional differences among lgbt hate crime victims”, *Sociology* 44(5), 980-

- 995, SAGE Publications Ltd
- Morgan, J., 2002, "US hate crime legislation : A legal model to avoid in Australia", *Journal of Sociology* 38(1), 25-48, SAGE Publications Ltd
- New York Times* 2001 A nation Challenged : Violence ; Attacks and Harassment Continue on Middle Eastern People and Mosques (September 18).
- Nolan III, J. J., Akiyama, Y., Berhanu, S., 2002, "The hate crime statistics act of 1990 : Developing a method for measuring the occurrence of hate violence", *American Behavioral Scientist* 46(1), 136-153, SAGE Publications Inc.
- Perry, B., Alvi, S., 2012, "We are all vulnerable' : The in terrorem effects of hate crimes", *International Review of Victimology* 18(1), 57-71, A B Academic Publishers
- Petrosino, C., 1999, "Connecting the past to the future : Hate crime in America", *Journal of Contemporary Criminal Justice* 15(1), 22-47, SAGE Publications Inc.
- Ray, L., Smith, D., 2001, "Racist offenders and the poetics of 'hate crime'", *Law and Critique* 12(3), 203-221, Springer Netherlands
- Ray, L., Smith, D., 2004, "Racist offending, policing and community conflict", *Sociology* 38(4), 681-699, SAGE Publications Ltd
- Rayburn, N. R., Mendoza, M., Davison, G. C., 2003, "Bystanders' perceptions of perpetrators and victims of hate crime : An investigation using the person perception paradigm", *Journal of Interpersonal Violence* 18(9), 1055-1074, SAGE Publications Inc.
- Swahn, M. H., Mahendra, R. R., Paulozzi, L. J. et al, Frazier, L., Saul, J. R., 2003, "Violent attacks on Middle Easterners in the United States during the month following the September 11, 2001 terrorist attacks", *Injury Prevention* 9(2), 187-189, BMJ Publishing Group
- Taslitz, A. E., 2000, "Hate crimes, free speech, and the contract of mutual indifference", *Boston University Law Review* 80(5), 1283-1398, Boston University, School of Law
- Torres, S., 1999, "Hate crimes against African Americans : The extent of the problem", *Journal of Contemporary Criminal Justice* 15(1), 48-63, SAGE Publications Inc.